

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会福祉バス基金積立預金設置規程

(目的)

第1条 宮古島市社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、福祉バス事業の円滑なる運営をはかり、かつ不測の事態に備える為、福祉バス基金積立預金を設置する。

(名称)

第2条 この福祉バス基金積立預金は、宮古島市社会福祉協議会福祉バス基金積立預金（以下「基金」という。）と称する。

(積立)

第3条 基金として積み立てる額は1,000万円とする。

2 この基金へは、拠点区分ごとの剰余資金、寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第4条 基金は銀行その他金融機関への預金等、最も確実かつ有効な方法において管理するものとする。

(果実の運用)

第5条 基金より生じる果実については、当会の活動資金に充てるため当会一般会計に繰り入れるものとする。ただし、第3条に定める額に達するまでは、基金へ編入することができる。

(取り崩し)

第6条 基金は、原則として福祉バス事業運営の目的である支出等に限って取り崩すことができる。

2 基金を取り崩す場合は、当会の理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。

(運営委員会)

第7条 基金の適正な運営を図るため運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会について必要な事項は別に定める。

(経理)

第8条 基金の経理は、当会の一般会計福祉バス基金積立預金事業経理区分とする。

2 この会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に必要な事項は運営委員会又は理事会において定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は令和7年 3月 日から施行する。